

## 盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の会議の開催方法 について

### 1 新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の公開等に係る条例等の規定

#### (1) 公開・非公開

##### 【盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例】

###### ・第5条第6項

委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開にすることができる。

##### 【盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会運営要領】

###### ・第2

- 1 委員会の会議は、盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例（令和5年4月18日条例第23号）第7条各号に掲げる情報が含まれる内容を調査審議する場合において、委員会の決定により、非公開とする。
- 2 委員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又はそのおそれのあるものについては、委員会の決定により、新ごみ処理施設整備運営事業者の選定に係る実施方針を公表するまでの間、非公表とする。
- 3 初回の会議においては、会議の開催方法を決定するまでは、協議を非公開とし、委員に関する情報を非公表とする。

#### (2) 不開示情報

##### 【盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例（情報公開条例）】

###### ・第7条第3号

法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を含む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（略）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

委員会では、事業者からの提案内容の審査を行うため、事業者が保有する独自技術等、知的財産の情報を取り扱うことになる。その情報が公になることで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

・第7条第4号

組合の機関（略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

委員の氏名の公開又は会議の公開、発言者の特定により、会議での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる。

・第7条第5号

組合の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

委員会では、事業者を評価・選定するための基準などを作成していくため、その情報が公になることで事業者の提案に影響を与えるおそれがあると考えられる。

## 2 会議の公開等の取扱いについて

1の条例等の規定に基づき、次の取扱いとする。

- (1) 会議の公開・非公開の取扱いは、委員会において決定する。
- (2) 情報公開条例第7条各号に掲げる内容（不開示情報）は、不開示とする。
- (3) 会議資料・議事要旨は、不開示情報を除き、原則として、各委員会の開催後に公開する。

なお、議事要旨は、次の事項を記載し、簡潔にまとめるものとする。

ア 会議の名称

イ 開催の日時及び場所

ウ 議題

エ その他委員長が必要と認める内容

- (4) 委員に関する情報（氏名等）は、新ごみ処理施設整備運営事業者の選定に係る実施方針の公表時に、方針の記載事項として公表することとし、それまでは非公表とする。

## 3 提案候補者等から接触を求められた場合の報告

委員は、事業者の選定に関し、利害関係の有無によらず、直接・間接を問わず、接触を求められた場合は、組合に報告することとする。